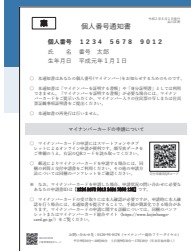


マイナンバーの通知方法が変わります

問 本庁舎市民課 ☎ 0857-30-8195 ☎ 0857-20-3909



これまでマイナンバーの通知として送付されていた通知カードが廃止となります。今後、マイナンバーの通知は『個人番号通知書』（マイナンバー、氏名、生年月日、通知書の発行日などが記載されたもの）の送付により行われます。

- ・氏名、住所などに変更があった場合の記載の変更は行いません。
- ・紛失時の届出は不要です。また、再発行は行いません。
- 今後の通知カードの取り扱いについて
- ・新規発行、再発行は行いません。
- ・氏名、住所などに変更があった場合の記載の変更は行いません。
- ・マイナンバーカードお受け取りの際は返納となります。

■個人番号通知書について

・マイナンバーを証明する書類、身分証明としては使用できません。

令和2年度後期高齢者医療制度

問 鳥取県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎ 0858-32-1099

問 本庁舎保険年金課 ☎ 0857-30-8225 ☎ 0857-20-3906

(介護保険料について) 問 本庁舎長寿社会課 ☎ 0857-30-8212 ☎ 0857-20-3906

(年金生活者支援給付金について) 問 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

■保険料について

【均等割額】 【所得割額】

保険料 = 42480円 + 所得 × 8.07%

※保険料の最高額（賦課限度額）：64万円

(改正前 62万円)

※均等割額は所得が低い人については、軽減措置が適用されます。

※後期高齢者医療制度に加入する前日に健康保険などの被扶養者であった人は、所得割額はかかりません。また、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

■保険料軽減措置の見直しについて

現役世代との負担をより公平にするため、特例的に軽減していた年金収入80万円以下などの要件を満たす人の保険料を、昨年度から段階的に見直しを行っています。この見直しに合わせ、介護保険料については、所得の低い高齢者への保険料の負担が軽減され、また所得の低い年金受給者へは、昨年10月から、年金生活者支援給付金（基準額月5000円）の制度が始まっています。

後期高齢者医療保険料の均等割額の5割軽減・2割軽減の軽減措置については、昨今の経済情勢などを踏まえ、対象者が拡大されます。

【改正前】		【改正後】	
世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等	軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等	軽減割合
「基礎控除額（33万円）以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯（その他各種所得がない場合）	8割軽減	「基礎控除額（33万円）以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯（その他各種所得がない場合）	7割軽減
「基礎控除額（33万円）」以下の世帯	8.5割軽減	「基礎控除額（33万円）」以下の世帯	7.75割軽減
「基礎控除額（33万円） + 28.0万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割軽減	「基礎控除額（33万円） + 28.5万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割軽減
「基礎控除額（33万円） + 51.0万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割軽減	「基礎控除額（33万円） + 52.0万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割軽減

※65歳以上（前年度の1月1日時点）の公的年金受給者の場合は、「年金収入 - (120万円 + 15万円)」が軽減を判定するための所得額となります。

宝くじ公式サイトで宝くじを購入できるようにしました!

宝くじ公式サイトはコチラから



お得な特典、便利なサービスいろいろ! 宝くじ公式サイト会員登録ステップ

STEP1 「宝くじ公式サイト」を検索! メールアドレスの登録(仮登録)
「宝くじ公式サイト」を検索して、宝くじ公式サイトの新規会員登録ページでメールアドレスを登録(仮登録)します。

STEP2 会員情報の入力(会員登録)
① 入力いただいたメールアドレス宛に、メールが届きます。
② メールに記載されている会員登録用のURLをクリックします。
③ 画面に従って、氏名や生年月日等の情報を入力いただくと新規会員登録が完了します。
宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了

STEP3 決済情報の入力
ネット購入をご利用の方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」および「当せん金のお受け取りに利用する口座情報」をご登録ください。
以上で、カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります!

宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)
受付時間 10:30~18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。

介護保険負担限度額認定証の更新手続き

問 本庁舎長寿社会課 ☎ 0857-30-8212 ☎ 0857-20-3906

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日です。介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設、介護医療院）に入所中の人は、施設が代行で申請手続きを行う場合がありますので、施設へご相談ください。

受付期間 6月1日（月）～30日（火）
ところ 長寿社会課、各総合支所市民福祉課
必要なもの 本人および配偶者の印鑑、本人および配偶者の資産が分かるもの（通帳など）、本人確認書類、代理権を確認できる書類など

【認定区分の判定】

利用者負担段階	負担限度額（本人負担額）		
	居住費（滞在費）		食費
第1段階 市民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者を含む）で老齢福祉年金を受給されている人、生活保護を受給されている人	ユニット型個室	820円/日	300円/日
	ユニット型個室の多床室	490円/日	
	従来型個室	490円/日 (320円/日)	
第2段階 市民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者を含む）の人のうち、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	多床室	0円/日	390円/日
	ユニット型個室	820円/日	
	ユニット型個室の多床室	490円/日	
第3段階 市民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者を含む）の人のうち、上2項に該当しない人	従来型個室	490円/日 (420円/日)	650円/日
	多床室	370円/日	
	ユニット型個室	1310円/日	
第4段階 上3項に該当しない人（市民税課税世帯）	ユニット型個室の多床室	1310円/日	650円/日
	従来型個室	1310円/日 (820円/日)	
	多床室	370円/日	
居住費（滞在費）・食費については、施設が定めた金額をお支払いいただくことになります。			

※従来型個室の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所または、短期入所生活介護を利用した場合にはなりません。

松くい虫防除の薬剤散布にご協力を

問 (賀露町区域) 本庁舎林務水産課 ☎ 0857-30-8311 ☎ 0857-20-3043

問 (福部町区域) 福部町総合支所産業建設課 ☎ 0857-75-2814 ☎ 0857-74-3714

松くい虫防除のため、散布機による薬剤地上散布を行います。当日の気象条件などにより予定が変更となる場合があります。

【おねがい】

- 散布当日に散布地域とその付近の山林に入ると、頭痛やめまいなどが起きることがあります。散布後1週間程度は散布区域への立入を控えてください。
- 散布中は地域内での駐車は避けてください。薬剤がかかったと思われるら、すみやかに洗車してください。
- 散布区域内で山菜などを採られる人は、散布前日までに採ってください。
- 散布区域付近に住んでいる人は、当日の午前中は、洗濯物などを外に干さないようにしてください。
- 福部町での薬剤散布については、交通規制を実施する為、ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。
※使用する薬剤は、松くい虫をはじめとする林業害虫防除用のスミパイン乳剤（MEP80）を水で薄めたものです。

散布区域	福部町（湯山）	福部町（海土）	賀露町
散布日	6月9日(火)	6月10日(水)	6月12日(金)
時間	5:00~8:00	5:00~8:00	5:00~12:00

